

気象警報への対応について

非常災害時の登校判断の基準

1 基本的な考え方

安全を第一に考え行動してください。なお、局所的な荒天や利用交通機関への影響等により登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は自宅待機とし、後刻、学校にその旨をメールにて連絡してください。

2 大雨警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報及び特別警報がひとつでも大田区に発令された場合の登校判断の基準

ア 通常の授業日の場合

- ① 7時00分の時点で警報が発令されている場合、自宅待機とします。
(NHKニュース、気象情報、気象庁ホームページ等で確認してください)
- ② 9時00分の時点で警報が解除されている場合、3時間目以降の授業を実施します。
- ③ 11時00分の時点で警報が解除されている場合、5時間目以降の授業を実施します。
- ④ 11時00分の時点で警報が解除されていない場合、当日を臨時休業とします。

イ 定期考査期間中の場合

- ① 7時30分の時点で警報が発令されている場合、自宅待機とします。
(NHKニュース、気象情報、気象庁ホームページ等で確認してください)
(※7時30分の時点で警報が解除されている場合、9時00分から考査を実施します)
 - ② 9時30分の時点で警報が解除されている場合、当日1限に予定されていた考査を11時20分(3限)から実施します。
 - ③ 9時30分の時点で警報が解除されていない場合、当日は臨時休業とします。
- ※ 考査期間中のパン販売はありませんので、考査が午後にかかる場合は昼食を用意してください。
- ※ 時間割にあるLHRは、当日の考査終了後に実施します。

※ 考査時程

1限	9:00～ 9:50	3限	11:20～12:10	5限	14:10～15:00
2限	10:10～11:00	4限	13:00～13:50	6限	15:20～16:10

3 非常災害(気象に関する警報以外、地震、局所的災害)時の登校判断の基準

- ① NHKニュース、気象情報、電車等の運行状況等の情報により、災害状況や利用交通機関への影響等で登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は、自宅待機とし、後刻、学校にその旨を電話連絡してください。
- ② すでに登校した生徒は学校で待機し、その後の学校の指示に従ってください。

4 生徒の出席の扱い

自宅待機が必要と学校が判断した時間及び登校時の安全確保に要すると学校が判断した時間は、遅刻、欠席とは扱いません。

5 臨時休業措置等のPTA連絡メール送信、本校ホームページ掲載の遅延について

自宅待機、始業時間の繰り下げ、臨時休業が必要と学校が判断した場合は、PTA連絡メール、学校のホームページで周知しますが、当日の状況により、生徒が在宅している時間帯にPTA連絡メールの送信、ホームページ掲載ができない場合がありますので、前述の登校判断の基準により行動してください。